

自己資本の構成に関する開示事項（平成 25 年 12 月末）

株式会社三井住友銀行（連結）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置 による 不算入額	国際様式の 該当番号
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目			
普通株式に係る株主資本の額	6,589,759		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	4,278,391		1a
うち、利益剰余金の額	2,311,368		2
うち、自己株式の額（ ）	—		1c
うち、社外流出予定額（ ）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	—	1,004,507	3
普通株式等 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	156,924		5
経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	35,038		
うち、少数株主持分等に係る経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係 る基礎項目の額に算入されるものの額	35,038		
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	6,781,723		6
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	—	410,533	8+9
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	241,127	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	—	169,406	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	3,578	10
繰延ヘッジ損益の額	—	66,638	11
適格引当金不足額	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	42,039	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	4,141	14
前払年金費用の額	—	150,402	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	68	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17

少数出資金融機関等の普通株式の額	—	41,603	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他 Tier1 資本不足額	—		27
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		28
普通株式等 Tier1 資本			
普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	6,781,723		29
その他 Tier1 資本に係る基礎項目			
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		31a
その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		31b
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		32
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		
その他 Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	13,192		34-35
適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,100,757		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,100,757		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		35
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	69,187		
うち、為替換算調整勘定の額	69,187		
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	1,044,762		36
その他 Tier1 資本に係る調整項目			
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	38
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	357	39

その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—	158,649	40
経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	229,783		
うち、営業権相当額	6,489		
うち、のれん相当額	167,541		
うち、企業結合等により計上される無形固定資産相当額	13,712		
うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	42,039		
Tier2 資本不足額	—		42
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	229,783		43
その他 Tier1 資本			
その他 Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	814,978		44
Tier1 資本			
Tier1 資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	7,596,701		45
Tier2 資本に係る基礎項目			
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		46
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	3,069		48-49
適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,831,075		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	1,817,300		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社を除く。）の発行する資本調達手段の額	13,774		49
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	70,562		50
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	10,065		50a
うち、適格引当金 Tier2 算入額	60,496		50b
経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	714,576		
うち、その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%相当額	681,171		
うち、土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	33,405		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	2,619,284		51
Tier2 資本に係る調整項目			
自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	—	53
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	18,080	54

その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—	125,000	55
経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	149,987		
うち、旧告示第二条の算式における補完的項目又は控除項目に該当する部分の額	149,987		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	149,987		57
Tier2 資本			
Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	2,469,297		58
総自己資本			
総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	10,065,999		59
リスク・アセット			
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	202,461		
うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額	53,863		
うち、その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段に係る額	88,227		
うち、その他金融機関等の Tier2 資本調達手段に係る額	25,085		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	58,534,836		60
連結自己資本比率			
連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	11.58%		61
連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.97%		62
連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	17.19%		63
調整項目に係る参考事項			
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	720,706		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	468,047		73
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		74
繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	210,773		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項			
一般貸倒引当金の額	10,065		76
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	22,422		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	60,496		78
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	297,367		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項			
適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	1,114,071		82
適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		83

適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	1,831,075		84
適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	29,939		85